

都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）の控除額の計算方法

① 寄附金控除対象金額

都道府県・市町村に対する寄附金の合計額 - 2,000円 = (A)

※1 複数の都道府県・市町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

※2 控除対象寄附限度額

所得税 総所得金額等の40%

住民税 総所得金額等の30%

② 所得税の軽減（100円未満切捨て）

【所得税分】 (A) × 所得税の税率 = (B)

【復興特別所得税分】 (B) × 復興特別所得税率 2.1%

③ 住民税の基本控除額

(A) × 10%

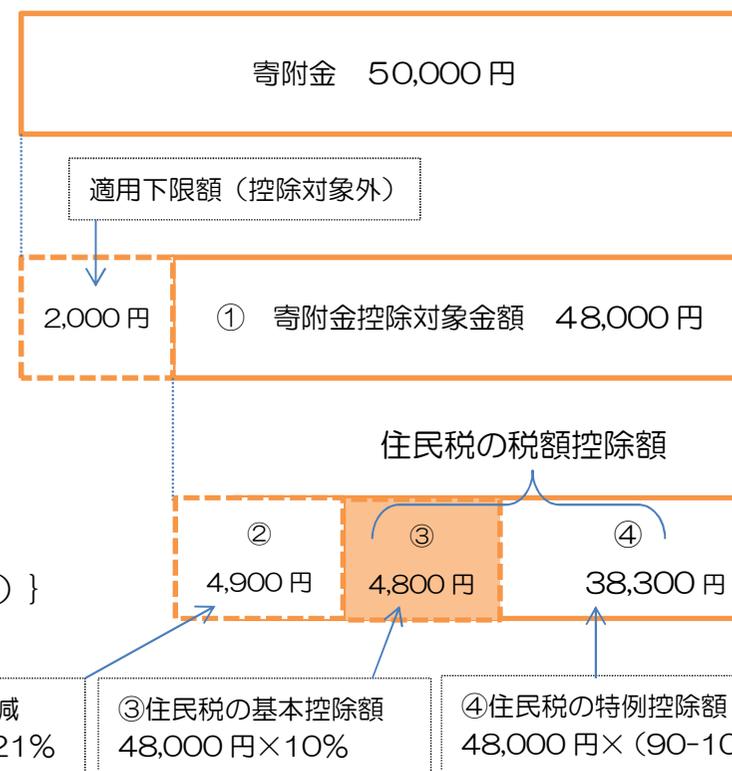
④ 住民税の特例控除額

(A) × {90% - 所得税の税率 × (100% + 復興特別所得税率 2.1%)}

※ ④の額は住民税所得割の2割が限度

控除額の合計 = ② + ③ + ④

5万円を寄附したケースの計算例
(所得税の税率 10%の場合)



合計48,000円が所得税・住民税から控除されます。

※ H27.4.1現在の法律に基づいて作成しています。